

港区健康危機管理会議設置要綱

(目的)

第1条 港区における健康危機管理を要する事案の発生に対し、担当部署の円滑な連絡調整を図ることにより、健康被害の発生予防、拡大防止等の迅速かつ適切な対応を行うことを目的として『港区健康危機管理会議（以下「会議」という）』を設置する。

(業務)

第2条 会議の業務は、厚生労働省の所管に属する健康危機管理に関わる次の事項とする。

- (1) 健康危機情報の収集に関すること
- (2) 企画・立案に関すること
- (3) 周知・啓発に関すること
- (4) その他健康危機管理に必要なこと

(組織)

第3条 会議は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は港区保健福祉センター所長をもって充てる。
- 3 委員は総務課長、保健・子育て支援担当課長、港区保健福祉センター管理医師の職にあらる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、総務課長、若しくは、予め委員長の指定する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

(実務者会)

第6条 会議の円滑な運営のため、会議のもとに実務者会を置く。

- 2 実務者会の構成は、保健・子育て支援担当課長、港区保健福祉センター管理医師、保健・子育て支援担当課長代理、担当係長（保健衛生）、担当係長（健康増進）、担当係長（生活環境）、担当係長（地域保健活動）とし、必要に応じ担当者も実務者会に出席する。
- 3 実務者会は、保健・子育て支援担当課長の招集により開催し、担当係長（保健衛生）が庶務を担当する。
- 4 実務者会は、必要に応じて西部生活衛生監視事務所と緊密な連携を図る。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、港区保健福祉センター所長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。